

【法律の基礎知識】

債権管理回収講座テキスト

平成 20 年 10 月 13 日
文責 弁護士 小笠原耕司

I 債権回収の具体的方法

1 担保権の実行

- (1) 抵当権に基づく競売申立
 - ① 借地権上の建物の競売
 - ② 所有者が死亡し相続人不明の場合
 - ③ 抵当権に基づく物上代位【判例 1・2・3】
- (2) 破産手続きとの関係
 - ① 破産法の別除権
 - ② 会社更生手続の場合には開始決定までには開始決定までに実行すべき
(会社更生法 67 条 1 項)
- (3) 代物弁済予約
- (4) ゴルフ会員権譲渡担保における対抗要【判例 4】
 - ① ゴルフ会員権の法的性質
 - ② 対抗要件【判例 5】
 - ③ 破産
- (5) 抵当権設定物件における短期賃貸借および占有者排除の方法
 - ① 濫用的短期賃貸借
 - ② 抵当権併用賃貸借【判例 6】
 - ③ 民事執行法上の保全処分
 - a 売却のための保全処分
 - b 買受人のための保全処分
 - c 引渡命令
 - ④ 民事執行法の改正点

2 相殺

- (1) 相殺の要件
 - ① 同じ当事者間でお互いに相手方に対し債権をもっていること
 - ② 同種の目的の債務であること
 - ③ 両債権の弁済期が到来していること
- (2) 不法行為による損害賠償責務
- (3) 手形の受戻証券性
- (4) 差押えと相殺
- (5) 破産手続きと相殺

- (6) 相殺予約
- (7) 相殺契約

3 第三者による弁済

4 債務引受

- (1) 免責的債務引受
- (2) 重疊的債務引受

5 債権譲渡

- (1) 債権の二重譲渡 **【判例 7】**

6 債権者代位権の行使（民法 423 条）

- (1) 期限の到来した債権があること
- (2) 債務者が自分の権利行使を怠っていること
- (3) 債権保全上必要であること
- (4) 金銭債権を保全するための場合には、債務者が無資力であること

7 詐害行為取消権の行使（民法 424 条）

- (1) 債権（金銭債権）を有していること
- (2) 債権者を害する、すなわちその行為によって債務者の資力が減少し、債権者の弁済ができなくなる法律行為が債務者によってなされたこと
 - ① 債務の弁済
 - ② 不動産の売却・代物弁済
- (3) 債務者が債権者を害することを知っていたこと
- (4) 詐害行為の相手方または転得者が債権者を害することを知っていたこと

【判例 8】

II 債権管理・回収の基礎知識

……担保権の種類・内容

1 物的担保

- (1) 抵当権
 - ① 抵当権の目的物件
 - ② 抵当権の設定手続及び注意点
 - ③ 火災保険金請求権の担保取得
 - ④ 不動産の評価
 - ⑤ 物上代位
- (2) 根抵当権
 - ① 被担保債権の範囲

- ② 極度額
- ③ 元本の確定事由
- ④ 共同根抵当権
- ⑤ 根抵当権の設定及びその注意点
- (3) 代物弁済予約
 - ・ 実務判例 精算業務（最高裁昭和54年2月22日判決）
- (4) 譲渡担保
- (5) 質権
 - ① 債権者の設定及び対抗要件
- (6) ゴルフ会員権の担保
 - ① 法的性質
 - ② 対抗要件

2 人的担保

- (1) 保証の機能
- (2) 保証の成立と保証人の責任
 - ① 保証否認
- (3) 保証債務の付随性
 - ・ 実務判例 手形に保証の趣旨で裏書した者と原因債務についての保証（最高裁平成2年9月27日判決）【判例9】
- (4) 連帯保証
 - ① 時効中断
- (5) 根保証・包括根保証の債務制限【判例10】
- (6) 手形保証
 - ① 民法上の保証との相違
 - ② 手形保証と人的抗弁
 - ③ 手形保証人の求償権
 - ④ 隠れた手形保証
 - ・ 実務判例 手形に保証の趣旨で裏書した者と原因債務についての保証（最高裁平成2年9月27日判決）【判例9】
- (7) 保証人（債務者）の変動
 - ① 保証人（債務者）の死亡と債務の相続
 - ② 包括根保証の相続性
 - ③ 行方不明
 - ④ 会社の変動（組織変更・合併）

3 担保保存義務

【判例11・12】

Ⅲ 時効制度について

1 取得時効と消滅時効

2 時効の期間

- ① 10年
- ② 5年
- ③ 3年
- ④ 2年
- ⑤ 1年
- ⑥ 6ヶ月

3 準消費貸借契約・判決の活用

4 時効期間の計算

- ① 期限付債権
- ② 期限の定めのない場合
- ③ 期限の利益喪失約款
- ④ 債権支払のための約束手形を受領した場合

5 時効の中断

(1) 請求

- ① 訴訟の提起
- ② 支払命令の申請
- ③ 和解するためにする呼出・任意出頭
- ④ 調停申立
- ⑤ 破産・民事再生・会社更生手続への参加
- ⑥ 催告

(2) 差押・仮差押・仮処分

(3) 承認

- ・ 主債務者の債務承認と物上保証人に対する時効中断
(最高裁平成7年3月10日判決)【判例13】
- ・ 時効の完成後において保証人が債務を承認した場合
- ・ (大阪高裁平成5年10月4日判決)【判例14】

6 時効の濫用と放棄

- ① 不確定効果説
- ② 時効完成を知らずに債務承認をした場合【判例15】
- ③ 時効取得した土地の所有権登記前に抵当権の設定登記がなされその後再度取得時効援用の可否【判例16】

7 担保権・保証債務との関係

- (1) 担保権の付従性
 - (2) 抵当権の消滅時効
 - (3) 保証債務の付従性
 - (4) 主債務者に対する時効中断
 - (5) 保証人に対する時効中断
 - ・ 実務判例 時効完成前の保証人の債務弁済と主債務者の時効中断
(東京高裁平成7年2月14日判決)【判例17】
 - (6) 連帯保証人に対する時効中断
 - (7) 主債務者が行う行方不明の場合
 - (8) 物上保証人の場合
 - ・ 実務判例 物上保証と被担保債権の消滅時効
(最高裁平成8年7月12日判決)【判例18】
(最高裁平成7年9月5日判決)【判例19】
(最高裁平成7年3月10日判決)【判例20】
- 8 手形債務
- ・ 民法上の債務との異動

IV 強制執行制度について

1 債務名義

- (1) 確定判決
- (2) 仮執行宣言付判決
- (3) 仮執行宣言付支払命令
- (4) 直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されている公正証書
- (5) 和解調書・調停調書・承諾調書

2 公正証書による執行

- (1) 「一定額の支払」
- (2) 極度貸付取引
- (3) 保証人の求償権

3 強制執行の種類

- (1) 金銭債権
- (2) 物の引渡請求権
- (3) 作為・不作為の請求権
- (4) 意思表示の請求権

4 金銭債権の執行

- (1) 不動産執行の方法

- ① 不動産執行の方法
- ② 強制競売の開始
- ③ 売却手続
 - a 現地調査報告書
 - b 評価書
 - c 物件明細書
- ④ 配当手続
 - a 配当権者
 - b 配当異議
- (2) 動産執行
 - ① 差押禁止動産
 - ② 取下と時効中断
- (3) 債権執行
 - ① 差押の申立
 - ・ 実務判例
 - i 抵当権に基づく物上代位
 - ii 差押禁止債権の範囲の変更申立【判例 2 1】
 - iii 預金債権に対する差押命令の申立書において当該債権の「取扱店舗」を表示することを要するか
 - ② 陳述の催告
 - ③ 差押命令の効力
 - ・ 差押命令送達の効力とその発生時期
 - ④ 配当手続
 - ⑤ 差押の競合
 - a 配当要求との競合【判例 2 2】
 - b 転付命令との関係
 - c 国税との優劣
 - ⑥ 差押と供託
 - a 権利供託
 - b 義務供託
 - ・ 実務判例 普通預金につき債権者不確知による供託
(東京地裁平成 2 年 3 月 2 6 日判決)【判例 2 3】
 - ⑦ 差押と相殺
- 5 債権保全のための法律的手段 (保全処分)
 - (1) 仮差押
 - (2) 仮処分
 - ① 係争物に関する仮処分
 - ② 仮の地位を定める処分
 - (3) 仮登記仮処分
 - (4) 保全処分 (破産手続上)

V 破産手続

1 法律関係・税務関係・登記関係

(1) 法律関係

1、受任直後

- ① 相殺禁止（破産法104但）
- ② リース物件
- ③ 動産売買先取特権
- ④ 双方未履行双務契約の履行

2、財団の換価

- ⑤ 在庫商品・仕掛品等・・・先取特権者との問題
- ⑥ 電話加入権・滞納料金
- ⑦ 敷金 損害金を上回った場合
- ⑧ 自動車 (財)日本自動車査定協会
- ⑨ 不動産の任意売却
 - (1) 担保権抹消交渉の困難性
 - ・政府系金融機関
 - ・サラ金
 - (2) 税金の滞納処分
差押解除（国税徴収法48Ⅱ・同法79Ⅰ②・同法16・国税庁徴収部長平成9年2月5日4-1・自治省税務局長平成9年2月26日自治税企⑥・地方税法14の10）
 - (3) 処分価額の相当性
…不動産鑑定士は高額？
 - (4) 区分所有マンション
区分所有マンションの破産宣告前の滞納管理費・修繕積立金は、先取特権付（建物の区分所有に関する法律7条1項）の破産債権にあたる。
 - (5) 不動産の放棄
賃料収入がある場合、別除権者に物上代位による賃料差押をうながす。
- ⑩ 動産
有能な買い取り業者の確保
- ⑪ 債権
内容証明等で費用と時間をかけずに回収率アップ
- ⑫ 否認権
 - ・ゴルフ会員権【判例4】
質権者に対する対抗要件否認
 - ・債権譲渡対抗要件
- ⑬ 税金の還付請求（法人税法129Ⅱ）

3、債権届出

① 税金

(1) 延滞金の減免（税通63条IV⑬・同法施行令26の2①）

国税・地方税

(2) 劣後債権

手形債権中間利息控除（法46条5号）

（例外：破産宣告後6ヶ月間は控除しない）

② 別除権の実行と不足額債権額の処理

予定不足額の評価方法

(1) 税務関係

① 敷金・保証金に設定された質権と税金の対抗関係

② 財団が消滅する場合の税務申告等

(2) 登記関係

① 登記事件の形態について

② 不動産売却及び別除権の目的物受戻許可書について

③ 破産管財人及び印鑑証明書について

④ 共有不動産の場合

⑤ 登記完了までのプロセス

(3) 不動産取引関係

① 任意売却の方法・・・入札方式での金額決定等

② 商事留置権

③ 借地権付建物の処理

④ 火災保険料

(4) 労働債権

1. 人材派遣社員の債権の取扱（優先労働債権として認められるか）

2. 労働者健康福祉機構

賃金の確保等に関する法律7条に基づき、労災保険の適用事業であって、1年以上にわたって事業活動を行ってきた企業に労働者として雇用されてきていた者は、企業の破産等の倒産に伴って、破産等の申立日の6ヶ月前から2年間に退職した場合で、未払い賃金が残っているときは、立替金払制度を利用することができる（但し、退職時の年齢等に応じて上限あり）。

4、債権者集会

① 当日、白紙の債権届を持参したツワモノ

② 債権者集会フリーク

③ 893

- 3 新しい倒産制度
 - (1) 少額管財事件（東京地方裁判所の運用）（別紙）
 - (2) 国際倒産法制
 - (3) 東京地裁民事20部の革命！

VI 民事再生法

- I 民事再生法とは
 - (1) 民事再生法制定の経緯
 - (2) 民事再生法の概要
 - ①業務遂行権、財産管理件の保持
 - ②公平誠実義務
 - ③再生債務者の第三者的地位
- 2 現行の倒産手続との比較
 - (1) 破産
 - (2) 特別精算
 - (3) 会社更生
 - (4) 和議（現在は民事再生法にかわる）
 - (5) 会社整理
- 3 民事再生法の内容
 - (1) 民事再生手続の開始
 - ①手続の対象
 - ②開始原因
 - ③申立権者
 - ④手続開始の条件
- 4 民事再生法における包括的禁止命令
 - (1) 制度趣旨
 - (2) 発令の要件
 - (3) 効力の発生と効果
- 5 民事再生手続における監督命令
 - (1) 制度趣旨
 - (2) 監督委員の選任
 - (3) 監督委員の権限
- 6 民事再生手続開始の効力
 - (1) 営業譲渡

- (2) 担保権消滅請求
- 7 再生債権の届出、調査、確定
 - (1) 再生債権の届出
 - (2) 再生債権の調査
 - (3) 再生債権の確定
- 8 民事再生における債務者の財産管理
 - (1) 再生債権の内容
 - (2) 再生計画の内容
 - (3) 資本減少に関する定め
 - (4) 再生計画の履行確保
- 9 簡易再生及び同意再生
 - (1) 簡易再生申立要件
 - (2) 簡易再生決定の内容及び効果
 - (3) 同意再生申立要件
 - (4) 同意再生決定の内容及び効果
- 10 国際倒産
 - (1) 外国管財人の権限
 - (2) 相互の手續参加
 - (3) 外国管財人との協力

再生手續の標準スケジュール

手 続	申立日からの日数
申立て・予納金納付	0 日
保全処分発令・監督委員選任	0～2 日
第 1 回打合せ期日	2 週間
開始決定	2 週間+1 日
債権届出期間	6 週間
財産評価書・報告書提出期限	2 月
計画案（草案）提出期限	2 月
第 2 回打合せ期日	2 月
認否書提出期限	9 週間
一般調査期間	10 週間～11 週間
計画案提出期限	3 月
第 3 回打合せ期日	3 月
監督委員意見書提出期限	3 月+1 週間
債権者集会招集決定	3 月1 週間+2 日
債権者集会・認否決定	5 月

東京地裁破産再生部における再生手続の標準スケジュールは、下記のとおりである。多くの事件がこのスケジュールに従って進行されており、債権者集会は、通常、申立て後6ヵ月以内に開催されている。

VII 担保物件及び民事執行法制度の改善のための民法等の一部を改正する法律について

1 主として担保法制に関する改正点

- (1) 雇用関係の先取特権
- (2) 債権質の設定と債権証書の交付
- (3) 不動産の収益に対する抵当権の効力
(担保不動産収益執行制度の導入)
- (4) 抵当権消滅請求（滌除制度の見直し）
- (5) 一括競売
- (6) 根抵当権の元本確定

2 主として執行法制に関する改正点

- (1) 民事執行法上の保全処分の強化
- (2) 競売不動産の内覧
- (3) 不動産の明渡執行の実効性の向上
- (4) 間接強制の適用範囲の拡張
- (5) 財産開示
- (6) 養育費の履行確保
- (7) 動産競売
- (8) 差押禁止財産

VIII 改正破産法について

1、 新破産法の特徴

- ① 破産法手続全体の見直し
- ② 個人破産・免責に関する見直し
- ③ 倒産実体法の見直し

2、 破産手続き全体の見直し

- ① 手続きの迅速化及び合理化
 - a、 管轄裁判所の拡大
 - b、 債権者集会の召集の任意化
 - c、 破産債権の届出、調査及び確定の合理化
 - d、 破産管財人の換価の権限の強化
 - e、 配当手続の合理化・迅速化
- ② 手続きの公正さの確保
 - a、 事件に関する文書の閲覧等の制度の整備
 - b、 保全処分の拡充
 - c、 説明義務の強化
 - d、 債権者委員会制度の導入
 - e、 損害賠償請求権の査定制度の導入

3、 個人破産・免責に関する見直し

- ① 自由財産の範囲
- ② 破産手続と免責手続との一体化
- ③ 免責手続中の個別執行の禁止
- ④ 免責不許可事由の調査に対する破産者の協力義務
- ⑤ 非免責債権

4、 倒産実体法

- ① 貸貸人が破産した場合の借借人の保護の強化
- ② 租税債権の一部の破産債権化
- ③ 労働債権の一部の財団債権化等
- ④ 否認権
- ⑤ 相殺権
- ⑥ その他

IX 包括根保証制度の見直し

平成16年9月8日に、法制審議会が、保証制度の見直しに関する要綱案を発表し、平成17年4月1日「民法の一部を改正する法律」を施行し、保証制度の見直しが行われています。

《特色》

個人保証人の保護を方針としている

- ・根保証契約

- ・主たる債務の範囲に「貸金等債務」が含まれること
- ・個人を保証人とするものであること
が要件に（民法465条の2から465条の4）

主要なポイント

- (ア) 根保証契約の要式行為（民法446条Ⅱ・Ⅲ）
- (イ) 極度額を定めることを要求（民法465条の2Ⅱ）
- (ウ) 元本確定期日の規定・制限（民法465条の3Ⅰ・Ⅱ）
- (エ) 元本確定事由の規定（民法465条の4）

X 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律

平成16年9月8日、法制審議会が『動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱案』を公表し、平成16年11月25日「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が成立。12月1日に公布され、平成17年10月1日に施行。

主要なポイント

① 動産譲渡に係る登記制度の創設

(1) 登記の対象の拡張（3条1項）

・不動産・動産を問わない

（但し、動産については、譲渡人が法人であることが要件）

・集合動産・個別動産であるかを問わない

(2) 登記の効力（3条1項）

・民法178条と同じ効果

(3) 動産債権譲渡登記の存続期間

・10年（7条3項）

(4) 登記事項の開示の二段階制度（11条・13条）

(5) 代理人の占有下にある動産の譲渡

② 債権譲渡に係る登記制度の見直し

(1) 債務者不特定の将来債権譲渡の公示（8条2項4号）

他の要素により特定できれば、債務者不特定でもよい。

(2) 譲渡に係る債権の総額（8条2項3号）

総額を正確に見積もることは困難なので、
登記事項としない。

(3) 存続期間

同上最長10年（8条3項2号）

(4) 登記事項証明書の交付権者

譲渡人の使用人を加える。（12条、13条I、11条II④）

(5) 債権譲渡登記事項概要ファイルの創設（12条Iなど）

※別紙 新旧対照表参照

X I 個人情報保護法 平成17年4月1日施行

- 1、個人情報の保護とプライバシー権
- 2、基本属性情報とセンシティブ情報
- 3、個人情報保護法とプライバシーの関係

- 4、個人情報保護法の目的とは
- 5、個人情報保護法の特徴
 - ① 法規制の二層的構造
 - ② 個人情報の種類、性質が特定されていない
 - ③ 民間業者の自主性の尊重
 - ④ 個人情報の利用への配慮
 - ⑤ 情報の取得や利用に緩く提供に厳しい
 - ⑥ 必要最小限の規制
 - ⑦ 行政主導型自主規制
- 6、個人情報保護法の構成
- 7、法律の目的
- 8、個人情報の定義
- 9、個人データと保有個人データの定義
- 10、個人情報取扱事業者とは
- 11、事業者の義務と利用目的の取扱い
- 12、個人情報の取得に際して
- 13、安全管理に関して
- 14、従業員と委託先の監督
- 15、個人データを第三者提供する場合の同意
- 16、第三者提供する場合の制限
- 17、第三者提供に本人の同意を要しない場合
- 18、提供を受ける者が第三者に該当しない場合
- 19、義務違反した場合
- 20、個人情報保護法と金融機関の実務

※その他最新判例

【判例24～41】

以上